

(実績) 農薬取締法

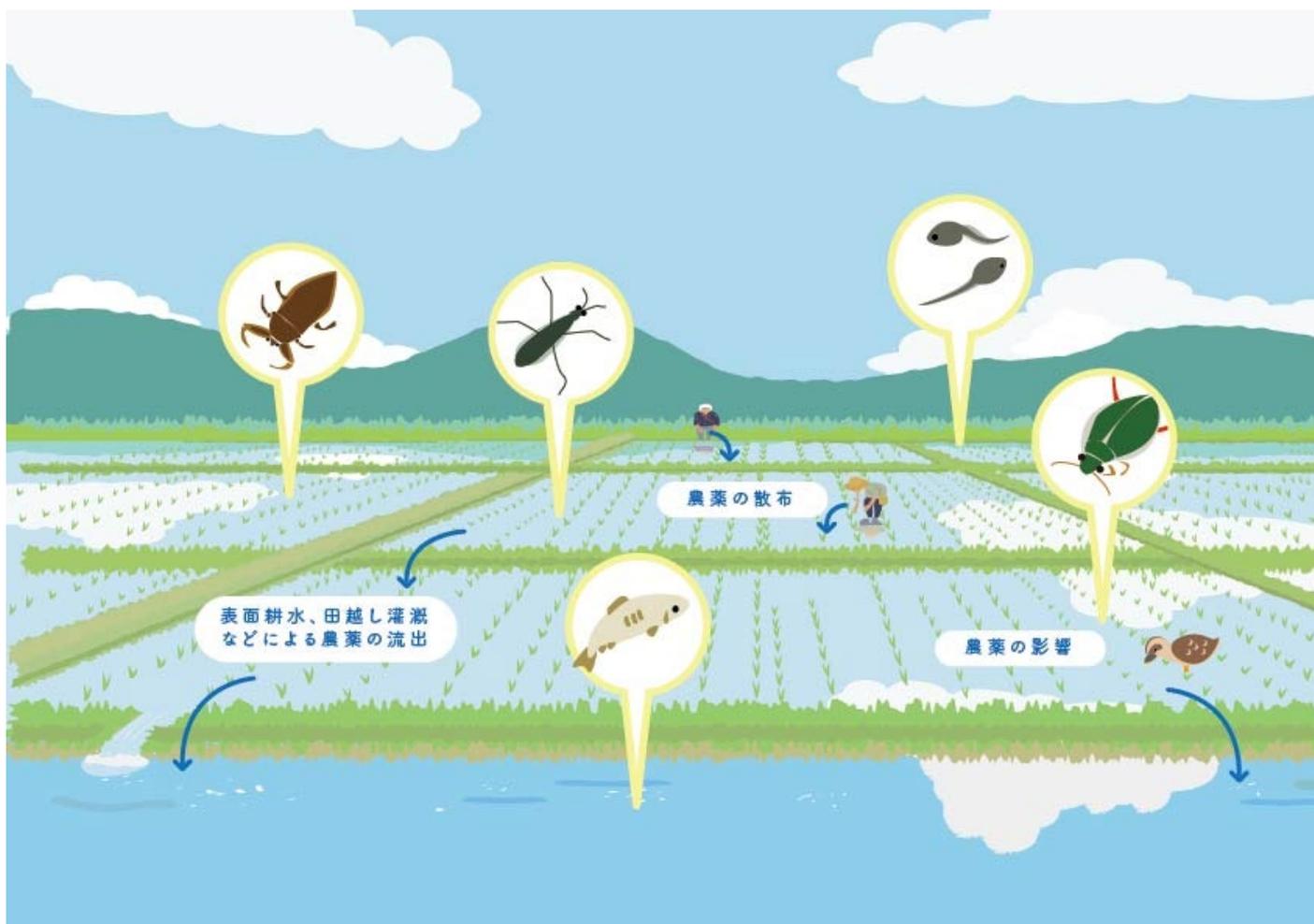
概要

農薬取締法は、農業生産の安定、国民の健康保護及び国民の生活環境の保全に寄与することを目的として、農薬登録制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことを規定しています。

本法は、農薬の安全性を一層向上させるために複数回にわたり改正されており、近年では平成 30 年に改正され、農薬の動植物に対する影響評価の充実化がはかられています。また、既に登録されている農薬に関しても最新の科学的知見に基づいて再評価が行われることとなっています。

当社では、諸外国における農薬の規制管理法令の調査や農薬の水域及び陸域の生活環境動植物を対象とした評価手法の確立に向けた検討を行っています。

- ・ 農薬の補助成分に係る海外規制に関する調査
- ・ 水域の生活環境動植物を対象とした慢性影響評価手法に関する検討
- ・ 鳥類を対象とした慢性影響評価手法に関する検討
- ・ [評価対象生物種の拡充に向けたリスク評価手法検討支援](#)



農薬散布による生態影響イメージ

近年の実績

- ・ 農薬の補助成分海外規制調査事業（農林水産省 2023）
- ・ 農薬の鳥類に対する慢性影響評価手法等検討調査業務（環境省 2020～2023）
- ・ 農薬の水産動植物等に対する慢性影響評価手法等検討調査業務（環境省 2017～2018）

評価対象生物種の拡充に向けたリスク評価手法検討支援

平成 30 年の農薬取締法の改正では影響評価の対象が水産動植物から陸域を含む生活環境動植物に拡大しており、また、既に急性影響評価を行っている動植物については長期的な影響（慢性影響）手法に係る技術的な検討が進められています。当社は水域の動植物や鳥類の慢性影響評価手法の追加に向けた検討、評価対象への水草の追加に向けた検討の支援を行いました。



当社が検討支援を行った影響評価手法